

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 9 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

石巻市長

公表日

平成27年6月8日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民年金法等の規定に基づき、国からの法定受託事務として行っている。 ・国民年金第1号被保険者に係る資格取得、種別変更、任意加入、住所変更、氏名変更、付加保険料及び年金手帳再交付申請等の各種届出書の受付及び日本年金機構への進達 ・国民年金第1号被保険者期間をのみを有する者の裁定請求書等の受付及び年金機構への進達（障害基礎年金、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金等） ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例特例申請書の受付、所得確認及び日本年金機構への進達 |
| ③システムの名称 | 国民年金システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一第31項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の48、50の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康部保険年金課 |
| ②所属長 | 保険年金課長 鈴木 のり子 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康部保険根金課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

